

健康食品の表示・広告の適正化に関する調査 〈改善通知に対する回答〉

当局が平成19年10月9日、「健康食品の表示・広告の適正化に関する調査」の結果に基づき、北海道厚生局に対し改善方策を提示したところ、北海道厚生局から、同年12月18日に、次のとおり改善措置に係る回答がありました。

1 北海道厚生局における監視指導等の的確な実施

(1) 違法広告等の探知の的確な実施

所見表示事項①

① 自ら新聞の折り込みチラシや事業者のホームページ等を検索するなど違法広告等の探索を行うこと。また、その際、「地方厚生局間虚偽・誇大広告情報」に掲載されている事業者等に留意すること。

② 消費者からの通報・申告のために、ホームページ等において北海道厚生局が虚偽誇大広告等の規制業務を所掌することを明記し、通報・申告が行えるようにすること。

北海道厚生局の回答

① 新聞の折り込みチラシの探索は、平成19年8月28日から5紙（北海道・朝日・日本経済・読売・毎日）について開始し、この結果、1件の違反広告を発見し、当該事業者の所在地を所管する地方厚生局に通報した。併せて当該事業者のホームページについても虚偽誇大広告等が掲載されていないか確認したところ、違反広告が掲載されていたため、インターネット事案について主に指導等を行っている厚生労働省医薬食品局食品安全部基準審査課新開発食品保健対策室（以下「厚生労働省新開発食品保健対策室」という。）に通報した。

探索の際には、「地方厚生局間虚偽・誇大広告情報」等に掲載されている事業者が、新聞折り込みチラシ等に違反広告を掲載していないかについても確認をしていく。

② 消費者からの通報・申告が行えるように、平成19年8月27日から、当局が健康増進法に基づく虚偽誇大広告等の規制に関する業務を実施していることについてホームページに掲載しており、消費者からの通報・申告を受け付ける環境整備を行った。

③ 道等からの通報・相談が積極的に行われ、違法広告等の探知手段として一層活用できるように、道等からの報告件数及び疑義照会件数が減少している原因を分析し、道等への報告要請方法を検討すること。

④ 上記①～③の北海道厚生局の探知活動の過程において、インターネット等、実質的に広告と判断されるか疑義のあるものを発見した場合は、積極的に厚生労働省新開発食品保健対策室に通知・連絡すること。

③ 平成20年1月25日に関東信越厚生局で、厚生労働省新開発食品保健対策室の担当者を交えて、地方厚生局担当者会議の開催が予定されており、この会議の結果等を踏まえて平成20年2月1日に、道等の業務担当者を対象とした会議を開催し、現行の業務内容の問題点等を検討する。

④ 当局が把握したインターネット等に関する健康増進法第32条の2の違反事例については、厚生労働省新開発食品保健対策室に通報することとされており、当局が実施している新聞の折り込みチラシによる違反広告の探索において、違反広告を1件発見し、当該事業者のホームページにも違法広告が掲載されていたため、厚生労働省新開発食品保健対策室に通報した。

(2) 事業者への監視指導の的確な実施

所見表示事項

① 違反事業者（「地方厚生局間虚偽・誇大広告情報」に掲載された事業者を含む）に対して行った指導事項の改善状況を適時かつ的確に確認し、違反を行っている場合は道等と連携しつつ的確に指導を行うこと。

② 指摘事項等が改善されていない場合は、北海道厚生局自らが是正措置報告期限を付した文書による指導、勧告等の必要な措置を講ずること。

北海道厚生局の回答

① 道等が指導等を行った事例は、定期的に当局に報告されており、7月から9月分の報告については、その報告に際して、改善確認が必要な事案について道等に対し改善状況が明確に判断できる資料（改善後の表示等の写し等）の添付を電話等で要請し、その資料を確認することにより事業者の改善状況の把握を行った。

厚生労働省新開発食品保健対策室は、改善状況の的確な確認を行うために定期報告の様式の改正を行う予定である。

また、確認の結果、違反を行なっている場合は、事業者に対し指導を行っていく。

② 国民の健康の保持増進に重大な影響を与えるおそれがあると認められる違反事例に対しては行政指導を行い、指摘事項が改善されない場合は、報告期限を付した文書による指導を実施し、さらには勧告等、必要な措置を講じていく。

(3) 厚生労働省新開発食品保険対策室及び他の地方厚生局との連携の強化

所見表示事項

- ① 厚生労働省新開発食品保健対策室に法第32条の2に違反するインターネット広告等を通報した場合は、改善状況の確認を含め厚生労働省新開発食品保健対策室と緊密に情報交換を行うこと。
- ② 法に違反し、又は違反する疑いのある広告等を行う事業者を発見した場合は、当該事業者を管轄する地方厚生局と相互に情報交換を行い、北海道厚生局が把握している違法広告等事業者の情報について、「地方厚生局間虚偽・誇大広告情報」に積極的に掲載するとともに、その活用を図ること。

北海道厚生局の回答

- ① 当局が健康増進法第32条の2違反で通報したインターネット事案の改善状況や他の事案に関する情報等については、厚生労働省新開発食品保健対策室と緊密に情報交換を行っていく。
なお、今回、北海道管区行政評価局から指摘を受けた事案で、広告の解釈について疑義を生じ平成19年9月13日に厚生労働省新開発食品保健対策室に照会を行い、特定の商品名を表示しないものについては広告として取り扱わないことを確認した。
- ② 当局が実施している新聞の折り込みチラシによる違反広告の探索において、平成19年11月5日に近畿厚生局管内の事業者による違反広告1件を発見し、同厚生局に通報したところであり、同様に今後も他の厚生局と連携を図っていく。
また、当局が指導等を行った事例については、「地方厚生局間虚偽・誇大広告情報」に掲載し、情報の共有化を図り業務に活用していく。

2 北海道厚生局と関係行政機関における連携の強化

所見表示事項

北海道厚生局は、法の円滑かつ的確な遂行を図る観点から、北海道農政事務所、公正取引委員会事務総局北海道事務所、消費生活センターを所管する関係行政機関と協議し、情報交換を図ることを目的とした連絡協議の場を設けるなど、関係行政機関との相互の連携を密にする必要がある。

北海道厚生局の回答

平成 19 年 8 月 31 日に情報交換会議を構成する行政機関となり、月に 1 回開催される会議において関係行政機関と情報交換を行うなど、関係行政機関との相互の連携を密にしているところであり、今後も関係行政機関との連携を強化していく。

3 消費者及び事業者への普及啓発の実施

所見表示事項

- ① 北海道厚生局のホームページに、消費者が健康食品の虚偽誇大広告等の禁止に関する正しい知識を身に付け、適切に消費活動を行うために参考となる内容を掲載すること。
また、事業者が法の目的及び内容を正しく理解し、適切な表示・広告に努めるために参考となる内容を掲載すること。
- ② 消費者及び事業者への普及啓発方法として、パンフレットの配布、説明会の開設、マスコミ（新聞、テレビ、ラジオ）の活用を行うこと。

北海道厚生局の回答

- ① 消費者及び事業者への普及啓発として、平成 19 年 8 月 27 日に、当局のホームページにおいて、消費者や事業者が健康増進法に係る虚偽誇大広告等の禁止に関する正しい知識や適切な広告等を行うために参考となる「ご存知ですか？健康増進法の食品広告規制」を掲載したところである。
今後もホームページを活用してより効果的な普及啓発に努めていく。
- ② 消費者等への普及啓発については、要望に応じてパンフレットの配布を行っているほか、平成 19 年 10 月 10 日に、札幌消費者協会の職員研修会で講演を行い、消費者等への普及啓発を図っていくための手段として消費者団体への啓発を図った。
また、11 月 2 日に「賢く選ぼう健康づくりのための食品表示」をホームページに掲載し、厚生労働省や（独）国立健康・栄養研究所にリンクを貼るなど、健康食品の表示に関する情報についても掲載した。
今後も、消費者に対し健康食品等に係る虚偽誇大広告等の規制に関する普及啓発を図っていく。